

那賀高校魅力化アドバイザー業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、那賀町特定プロポーザル方式実施要綱その他関係規程に定めるもののほか、那賀高校魅力化アドバイザー業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 那賀高校魅力化アドバイザー業務
- (2) 業務目的 徳島県立那賀高等学校の学習支援、探究活動、進路実現及び地域と連携した学びを支える「学びの拠点」として公営塾を整備し、高校の魅力化を推進する。
- (3) 業務内容 別紙「那賀高校魅力化アドバイザー業務仕様書」のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日までを基本とし、令和8年度の準備業務及び令和9年度から令和11年度までの伴走業務を一体的に提案する。伴走業務は各年度の予算成立及び必要な契約手続を前提とし、年度ごとの契約方法等は契約時に定める。
- (5) 令和8年度準備業務の提案上限額 6,066,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 令和9年度から令和11年度までの伴走業務費用は、各年度の提案見積額及び3年間の合計額を別途提示すること。これらは前号の提案上限額に含めない。

3 担当部署

〒771-5203 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川136番地2
那賀町教育委員会 担当 三井 憶登、齋藤 茉白
TEL：0884-62-1106 FAX：0884-62-1195
E-mail：kyoiku@naka.i-tokushima.jp

4 選定方式

提案者から提出された書類、企画提案及びプレゼンテーション・ヒアリング等について、業務理解、企画内容、業務実績、実施体制、学校・地域との連携、実現性及び見積価格等の観点から総合的に審査し、受託候補者を選定する。審査は別に定める審査要領及び評価基準表による。

5 参加資格

参加者は、次の要件を満たす法人又は法人格を有しない団体とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 那賀町の関係規程に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 那賀町暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 那賀町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、関係法令に基づき再建が認められた者を除く。
- (6) 清算又は破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人又は法人格を有しない団体であって、本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (8) 提出書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 実施スケジュール（案）

公告・公募開始：令和8年10月19日（月）

参加申込期間：令和8年10月19日（月）～10月29日（木）

参加資格確認：令和8年10月30日（金）

質問受付期間：令和8年10月19日（月）～11月4日（水）午後5時

質問回答：令和8年11月6日（金）を目途

企画提案書受付：令和8年11月2日（月）～11月12日（木）午後5時

審査会通知：令和8年11月13日（金）

提案審査会：令和8年11月26日（木）

結果通知：令和8年11月27日（金）

契約締結：令和8年11月30日（月）（予定）

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第9号）
- (2) 提出期限 令和8年11月4日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法 質問箇所及び内容を明記し、電子メールで提出すること。送信後は電話で担当部署へ連絡すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (4) 提出先 第3項に同じ。
- (5) 回答 質問への回答は、令和8年11月6日（金）を目途に那賀町ホームページで公開する。回答内容は参加者間の公平性を確保するため、原則として質問者を特定できる情報を除いて公表し、本要領及び仕様書の補足又は修正として取り扱う。

8 参加申込

- (1) 提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

②参加資格確認書（様式第 2 号）及び記載内容を確認できる資料（契約書の写し等）

③会社概要（様式第 3 号。沿革及び組織が分かる資料を添付可）

④暴力団排除に関する誓約書（様式第 4 号）

⑤直近 3 か年分の財務状況を証する書類（損益計算書、貸借対照表等）

（2）提出期限 令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）午後 5 時まで必着

（3）提出方法 持参又は郵送。持参は開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。郵送は書留又はレターパック等、送付状況を確認できる方法とし、期限までに本町へ到着すること。

（4）提出先 第 3 項に同じ。

9 企画提案書等の提出

（1）提出書類

①提案書表紙（様式第 6 号。代表者印を押印）

②技術提案書（任意様式）。仕様書の業務内容を踏まえ、次の事項を具体的に記載すること。

- ・公営塾のコンセプト及び基本方針
- ・令和 8 年度準備業務の進め方、工程、成果物及びリスク管理
- ・令和 9 ～ 1 1 年度の伴走方針、年度別重点取組・到達目標及びノウハウ移転
- ・学習支援、探究、進路、キャリア、地域連携及び居場所機能の具体的プログラム
- ・学校、町、運営人材及び地域等の役割分担と情報共有の仕組み
- ・地域おこし協力隊を想定した運営人材の募集・採用支援、育成、研修、定着及び伴走方法。令和 9 年度 1 名、令和 1 0 年度に 1 名追加する段階的配置を踏まえること
- ・募集・採用支援を令和 8 ・ 9 年度に実施する方法、令和 1 0 ・ 1 1 年度の育成・定着・運営改善の方法
- ・視察候補地、選定理由、調査内容、行程案及び成果反映方法。仕様書記載の候補等から提案し、町との協議により原則 1 か所を選定すること
- ・提案者及び予定従事者の類似実績・専門性と本業務への活用方法
- ・KPI、効果検証、報告及び改善サイクル
- ・業務実施体制、責任者、担当者、連絡体制及び再委託の有無

③見積書（様式第 10 号、A4 版）。令和 8 年度準備業務費用と、令和 9 ～ 1 1 年度伴走業務費用を分け、各年度額及び 3 年間合計を記載すること。税抜・税込額、経費内訳、積算根拠、町負担を想定する経費を明示すること。令和 8 年度準備業務は提案上限額以内とする。

（2）提出期限 令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）午後 5 時まで必着

（3）提出方法 持参又は郵送。持参・郵送の取扱いは第 8 項第 3 号に準ずる。

（4）提出先 第 3 項に同じ。

（5）提出部数 正本 1 部、副本 7 部及び PDF 形式の電子データ 1 式。正本は代表者印を押印する。書類は所定の順序で製本し、表紙の次頁から通し番号を付ける。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和8年11月26日(木)。開始時刻は別途通知する。
- (2) 場所 那賀町総合体育館(とくぎんモニアリーナ那賀)を予定。
- (3) 所要時間 45分程度(説明30分、ヒアリング15分)を予定する。
- (4) 内容 技術提案書に基づく説明及び質疑応答とする。仕様書に記載した業務の進め方、運営人材の配置・育成、視察提案、実績及び見積内容等について説明を求める。システムのデモンストレーションは求めない。当日の追加資料配布・掲示は認めない。
- (5) 参加人数 5人以内とし、本業務に従事予定の者が必ず参加すること。
- (6) 機器 パソコン及び必要な接続機器は参加者が持参し、表示機器は町教育委員会が準備する。

11 審査方法及び評価

審査委員会が、別に定める審査要領及び評価基準表に基づき審査する。評価項目は、業務理解、運営方針、学習支援、探究・地域連携、進路支援、生徒支援、安全・個人情報保護、実施体制、類似実績、年度別計画、効果検証及び費用の妥当性等とする。参加資格確認は提案内容の採点とは区別して行う。参加者が1者の場合も、仕様書及び審査基準への適合性を審査し、適切と認められる場合に限り受託候補者として選定する。審査結果は各提案者に通知し、公表範囲は町の関係規程に基づき取り扱う。

12 失格事項

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 令和8年度準備業務の見積額が提案上限額を超過した場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 本要領又は仕様書に定める重要な条件に違反し、審査の継続が困難と認められる場合。

13 契約手続

受託候補者と、仕様書及び企画提案書等を基本として業務内容、実施条件及び契約額を協議し、町の契約規則等に基づき契約を締結する。令和8年度準備業務の契約限度額は6,066,000円(税込)とする。令和9～11年度の伴走業務は、各年度の予算成立及び必要な評価・契約手続を前提とし、年度ごとの契約条件を別途定める。協議が整わない場合又は契約締結が困難となった場合は、次順位者と協議することができる。

14 その他留意事項

- (1) 参加に要する費用は参加者の負担とする。町が公表していない審査内容等について、個別の参加者に対する事前説明は行わない。
- (2) 提出書類は返却しない。著作権は原則として提案者に帰属するが、町は選定及び本業務に必要な範囲で利

用できる。

- （３）提出後の差替え又は変更は、町が認める場合を除き受け付けない。
- （４）提出書類は那賀町情報公開条例等に基づき取り扱う。
- （５）本要領に定めのない事項又は疑義は、町が別に定める。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。